

# 入園のしおり

## 重要事項説明書

社会福祉法人あゆみ会 つめ草保育園

## 〈保育方針・運営方針〉

- 1 私たちは平和と自由を守り、子どもが子ども時代を子どもらしく育つ保育園をめざします。
- 2 子ども達の豊かな育ちを保障し、子ども達が生き生きとたくましく育つよう、学びながら保育内容の充実に努めます。
- 3 子どもの人権を守り、保護者が安心して利用できる保育園をめざします。
- 4 保護者や職員の意見を大切にし、みんなでつくる保育園をめざします。
- 5 保育条件向上のために、保護者と職員が話し合い、子どもを守る運動をすすめます。
- 6 地域・保護者への子育て支援をおこない、地域のネットワークづくりをすすめます。

## 〈保育目標〉

- 健康な子ども
- 自分を力いっぱい表現し、意欲的に遊べる子ども
- 仲間を大切にし、仲間の中にいることを喜ぶ子ども

---

## 〈あゆみ会の歴史〉

社会福祉法人あゆみ会は12年間の無認可の下馬乳児共同保育所時代を経て、1978年認可保育園あゆみ保育園をつくりました。

現在、あゆみ保育園（塩竈市）、浮島保育所（多賀城市）、デイサービスあゆみ苑（塩竈市）、ライフサポートあゆみ苑（塩竈市）など、地域の福祉の要望に応える施設の運営をおこなっています。

## 〈つめ草保育園の建設〉

多賀城市は県内有数の待機児童の多い地域です。2010年に2つの民間園が定員を増やし、2011年、2012年と3つの保育園が増えましたが待機児は増える一方です。様々な理由で保育園に入れない子どもたちは一時保育にながれ、一時保育にも待機児が発生するようになりました。

こうした多賀城市の深刻な保育状況を改善するため、多くのみなさんや山王地域のみなさんのお力をお借りして「つめ草保育園」が建設されました。

つめ草は土の中で根っこが強くつながっています。私たちの力は小さいけれども、地域に根をはり、みなさんと一緒に子どもたちの成長を丁寧に見守っていきたいと思います。

---

## 1 施設運営主体

運営主体：社会福祉法人あゆみ会	理事長：佐藤 道子	
創立年月日：1977年9月9日	運営施設： あゆみ保育園・浮島保育所 つめ草保育園・あゆみ苑	
所在地：塩釜市花立町1番16号	電話：365-4572	FAX：365-9686

## 2 利用施設

施設名：社会福祉法人あゆみ会つめ草保育園	住所：多賀城市南宮字町73-3	
園長：我妻 由香	副園長：伊藤 寛子	
保育定員：60名	電話：794-8255	FAX：368-5031
職員数：27名 園長・副園長・保育士・栄養士・調理師・調理員・用務員・嘱託医		

## 3 施設・設備の概要

敷地	敷地面積	699.95㎡
	園庭	320.72㎡
園舎構造	木造一部2階建て	0才児室床暖房
屋外施設		太陽光発電 防犯カメラ
主な設備		
乳児室	1室	おひさま組(0才)
ほふく室	1室	たんぼぼ組(1才)
保育室	3室	めだか(2歳)、ばった(3歳)、とんぼ(4歳)、いなほ(5歳)
ホール	1室	3,4,5歳室を兼ねる
給食室	1室	
会議室(2階)	1室	
休憩室など	2室	

#### 4 職員の配置状況

0歳児	おひさま	(定員9名)	担任3名
1歳児	たんぼぼ	(定員10名)	担任2名
2歳児	めだか	(定員11名)	担任2名
3歳児	ばった	(定員10名)	担任1名
4歳児	とんぼ	(定員10名)	担任各1名 *各クラス児童数が増えた 場合保育士も多くなります
5歳児	いなほ	(定員10名)	
		フリー保育士、	
		栄養士、調理師、調理員	
		用務	
* 障害児保育についてはこの他に加配保育士を配置します			

\*本園では、宮城県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守しています。

#### 〈職員の体制〉

園長、副園長、保育士	7時～19時の間で園長が指定する時間 正規・臨時：8時間30分、非常勤：6時間以内
栄養士、調理師	9時～17時30分
用務員	9時～15時

\*ローテーションを組んで勤務しているため、保育士の勤務時間は、毎日異なります。

#### 5 保育の内容

##### ① 保育の開園日と開園時間

- 保育園の開園日は月曜日から土曜日までです。日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）は休園です。
- 災害などやむを得ない場合は、臨時で休園することがあります。
- 延長保育をおこなっています。（**申し込みは保育園となります**）

\*保育短時間・・・9時～17時、保育標準時間・・・7時～18時

7:00	9:00	17:00	18:00～19:00
△延長保育	保育短時間	△延長保育	◎延長保育
保育標準時間			

\*△延長保育は、保育短時間の場合、◎は保育標準時間を超える場合に発生する延長保育時間です。（延長保育利用の場合利用料金が発生します）

\*延長保育は月～金で、延長保育申請が必要です。

\*0才児の◎延長保育は状況に応じておこないますので相談して下さい。

## ② 平日の保育時間

### ＜通勤時間＋勤務時間＞

保護者の方のお休みの日も、登所園していただいて結構ですが、お休みの日の送迎時間については、担任にご相談ください。

## ③ 土曜日の保育時間

原則として、保護者の方が勤務の時のみ、土曜保育を受け付けます。

毎週水曜日までに、土曜保育申込表に記入してください。

## 6 保育事業

- 乳児保育 ・ 障害児保育 ・ 地域子育て相談 ・ 完全給食 ・ アレルギー除去食

地域活動（地域のお子さんや保護者のみなさんと様々な交流をおこないます）

- お弁当日について

給食献立作成と給食室の細部清掃のためお弁当日があります。子どもたちにとって、好きな物がつまったお弁当は特別にうれしいものです。お弁当日にご協力をお願いします。

## 7 保育料など

- 通常保育の保育料については、多賀城市が定める料金になります。ただし、3歳児クラスから5歳児クラスの児童及び非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの児童は保育料が無償化されます。

- 実費徴収・・・帽子代（入園時 1,000 円全員）

布団乾燥代（月1回 400 円任意）

0歳児連絡帳代（年間 500 円）

3才以上児 主食代 1,000 円/月、副食費 4,500 円/月

延長保育料 保育短時間 1,100 円/月、保育標準時間 2,000 円/月

\*緊急の場合は1回利用ごとに、標準時間 100 円、短時間 50 円いただきます。

できるだけ事前の連絡をお願いします。（期日までの納入にご協力ください）

## 8 慣らし保育について

つめ草保育園では、一律の「慣らし保育」は行いません。お子さんの状況・保護者の方の労働の状況をみながら、ご家庭と相談のうえで「慣らし保育」の期間を定めます。

## 9 安全管理

### ① 秘密保持

保護者の同意なく他者にお子さんの情報を提供することはありません。お子さんの安全を守るために必要な場合はその限りではありません。

### ② 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結し、年2回の健診をおこなっています。

◎ 坂総合病院小児科 （Tel 365-5175）

◎ 浮島歯科クリニック （Tel 368-2201）

③ 緊急時の対応について

病院の受診が必要となった場合は、保護者に連絡いたします。連絡がつかないことのないようにお願いいたします。万が一、連絡が取れない場合は保育園の判断で受診します。

④ 病気の場合

- 体温が38度以上あるときは、原則としてお預かりできません。(前日に38度以上あった場合も同様です。子どもに無理をさせず、回復をはやめるために必要と考えています。)
- また、発熱以外でも保育が不可能と思われる時は、保護者に連絡する場合があります。
- 伝染病の疾患等については、医師の確認を受けてから登園してください。その際、登園申立書の提出をお願いします。

⑤ 薬の取り扱いについて

薬を服用する場合は所定の用紙に記入の上、1回分量をチャック付袋に入れ職員に渡してください。

⑥ 送迎および欠席の連絡

- 保育園への送迎は、保護者が責任を持っておこなってください。保護者以外の方が、送迎せざるをえないときは、事前に保育園にご連絡ください。
- 送迎時間、送迎者に変更がある場合は、事由と時間についてご連絡ください。
- 欠席の場合は、給食の準備等のため、遅くとも当日の午前9時30分までにご連絡ください。
- 安全管理および延長保育人数確認のため、送迎表の記入をお願いします。

⑦ 災害時の引渡しについて

- 災害時は、保護者の方の安全を確保した後、何より優先してお子さんのお迎えをお願いします。また、津波警報、台風、大雨、強風、竜巻による特別災害警報が出されている間は自宅待機していただきますようお願いいたします。

地震・・・保育園、多賀城市立第二中学校

火災・・・南宮集会場、南宮公園

非常時の対応	消防計画書により対応しています
防災設備	・火災報知器・ガス漏れ報知器 ・非常警報装置・非常電源 ・防災カーテンなど
避難・消火訓練	毎月1回実施
備蓄	・非常用食料・飲料水・非常用日用品など

⑧ 苦情、要望等に関する相談窓口

- あゆみ会苦情解決制度  
苦情・要望は保育園長、副園長にご相談ください。解決しない場合は法人の苦情解決責任者と第三者委員双方が解決にあたります。

法人責任者 佐藤 道子 電話781-6625

第三者委員 齋藤 身江子 電話209-4166

(\*多賀城市保育課・・・電話368-1141)

## 9 児童虐待に対する措置

本園では、児童福祉施設として、児童虐待の疑いを少しでも発見したときは関係機関への連絡をおこなう義務があります。

## 10 不当介入、不当要求に対する措置

本園では、市の指導により、保育園の運営にあたり暴力団員による不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報するとともに、市に対しその旨を報告します。また、暴力団に限らず不当要求を受けた場合にも、同じく対応いたします。

## 11 保 険

お子さんに関して、2種類の保険に加入しています。

### ① 日本スポーツ振興センター災害共済給付

保険の種類	日本スポーツ振興センター法に基づく災害給付
保険の内容	施設の責任の有無を問わず、保育中のけがや重大事故が起きた際に、その治療費に対する災害給付金の支払を行うものです。
支給金額	負傷、疾病：原則医療費相当額の4/10 障害見舞金：最大4,000万円～44万円 死亡見舞金：最大3,000万円～1,500万円 ※法改正等により予告なく変更となることがあります。

\* 法令等の定めにより、保護者のみなさんから加入同意の上、負担金(240円)をいただいています。

### ② 全私保連保険制度

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	園の施設の管理不備で園児や第三者に対して法律上の賠償責任を負った場合に支払う損害賠償金や諸費用をお支払いするものです。
支払限度額	対人：1名2億円まで／1事故10億円まで 対物：1事故200万円まで

\* 園の賠償保険ですので、保護者のみなさんの同意を得ていません。

## 12 その他

### ① 退園について

以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- 利用児童が小学校に就学したとき。
- 児童の保護者が、児童福祉法または・子ども子育て支援法に定める要件に該当しなくなったとき。
- その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

### ② 保育園への食べ物や物の持ち込みについて

保育園では、給食で調理した物以外は食べられません。医師の指示などで必要なものについてはご相談ください。又、お迎えの時に保護者の方、ご兄弟のガムや飴は控えてください。

### ③ 職員、児童への贈り物

退園時など保育園、職員、クラスの子どもたちへの贈り物はしないでください。

### ④ 本園の敷地内はすべて禁煙です。

### ⑤ 本園には、保護者が自主的に運営する保護者会があります。

## 各自用意するもの

〈別 表〉

	0才児	1才児	2～5才児
食 事 用	おしぼり（顔・手ふき用） 3枚 エプロン 3枚 ガーゼハンカチ 4～5枚 コップ 1個	おしぼり 3枚 エプロン 3枚 コップ 1個	（2才児）おしぼり 3枚 （3～5才児）は 下げひも付きおしぼり1枚 コップ 1個
午 睡 用	タオルケット 1枚 上下布団 1組 （カバー・シーツをつけて）	タオルケット 1枚 上下布団 1組 （カバー・シーツを付けて）	タオルケット 1枚 上下布団 1組 （カバー・シーツをつけて）
着 替 え 用	おむつ 10組 下着 5枚 上着 5枚 お尻ふきナップ ずぼん 5枚 お尻ふきナップ パンツは担任と相談してはじめます	おむつ 10組 ずぼん 10枚 パンツ 10枚 半袖シャツ 5枚 上着 5枚 お尻ふきナップ	ずぼん 3～5枚 パンツ 3～5枚 半袖シャツ 3～5枚 上着 3～5枚 *2才おしり拭き5～6枚
そ の 他	ビニールかばん大（衣類用）1つ ビニールかばん小（おしぼり用）1つ おむつ入れ用蓋付きバケツ 1つ ポリ袋Lサイズ 2箱 くつ 1足（園庭用）	ビニールかばん 1つ ビニールかばん小1つ 汚れ物用バケツ 1つ （蓋つき） ポリ袋Lサイズ 2箱 くつ 1足（園庭用）	ビニールかばん 1つ （衣類汚れ物用） *2才児ビニールかばん小1 ポリ袋Lサイズ 1箱 *おしっこなどで汚れた 衣類をいれます。 くつ 1足（園庭用）

- ▶ 毎年4月に、フェイスタオル2枚・各自雑巾2枚  
ティッシュペーパー5箱を集めています。
- ▶ 敷布団の折り目のところに名前をつけて下さい。
- ▶ 持ち物には、すべてに名前をはっきりとかきましょう。